

## 領域警備—その概念と法制度等

永福 誠也 理論研究部政治・法制研究室主任研究官

NIDS コメンタリー

第 169 号 2021 年 6 月 8 日

### はじめに

2018（平成 30）年 7 月、中国海警局（以下、海警）は、中央軍事委員会の指揮を受ける人民武装警察に編入された。その任務は、2020 年 6 月の改正人民武装警察法では、海上権益保護及び法執行と規定されたものの、当該任務の内容は別途法律で定めるとされた。そして、当該法律は、2021（令和 3）年 1 月 22 日中華人民共和国海警法（以下、海警法）として制定され、2 月 1 日から施行された。このような状況を受け、日本国内では、活動の法的根拠を与えられた海警船舶は、今後活動を活発化することが予想されるため、尖閣諸島周辺海域における一層の警備体制強化が必要である旨の主張等がなされている<sup>1</sup>。また、報道によれば、そのような警備体制強化の一環として、領域警備を強化するための法整備を求める動きもあるようである<sup>2</sup>。もっとも、領域警備に係る法整備の機運は今回初めて生じたわけではなく、1999（平成 11）年の能登半島沖不審船事案を主な契機として提起され、以来今日までの約 20 年間に武器使用権限を中心に法律が整備された。その結果、後述するように、現在では、領域警備に係る武器使用権限に理論上隙間は無いと解される。他方、領域警備に係る武器使用（実力行使）権限が現行法制でもなお不十分という意見も講学上あり<sup>3</sup>、主な論拠として、領域警備のような場合には自衛権に基づく武力行使が国際法上許容されるが、現行の武器使用権限では国際法上認められる武力行使に相当する実力行使が担保されない旨の説明がなされている<sup>4</sup>。そこで、本稿では、領域警備の概念とこれに係る我が国の法制の概要について紹介した上で、領域警備に係る武力行使権限の要否について、国内法上の警察比例の原則と国際法上の自衛権に係る必要性・均衡性の原則との比較を踏まえ、解説する。

### 1 領域警備の概念及び法的性質

領域警備という言葉は、「国家安全保障戦略」、内閣府のホームページなど、公文書等でも使用されている。しかしながら、両文書等を含め、その定義について示した公的なものは存在しない。また、領域警備に関する通説的な定義、解釈も存在しない。この点について、防衛大学の田中誠教授は、『領域警備』概念の定義は確立されておらず、国家作用上の法的性質をめぐって解釈も多岐にわたる」と説明している<sup>5</sup>。なお、国際法上領域警備という用語はみあたらず<sup>6</sup>、英語の安全保障関連用語にも認められない。類似の用語としては、“border security”（国境警備）が挙げられる。

<sup>1</sup> 古谷健太郎『中国海警法による国際秩序への挑戦—』笹川平和財団、2021 年 2 月 18 日、[https://www.spf.org/iina/articles/furuya\\_04.html](https://www.spf.org/iina/articles/furuya_04.html)。

<sup>2</sup> 『日本経済新聞』2021 年 1 月 29 日、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODE26BPG0W1A120C2000000/>。

<sup>3</sup> 徳地秀士「平和安全法制の議論を振り返る：平和安全法制の効用と今後の課題」『国際安全保障』第 47 巻第 2 号（2019 年、9 月）32-33 頁；安保公人「いわゆるグレーゾーン事態の必要かつ有効な法整備—自衛措置と主権侵害排除措置」『防衛法研究』臨時増刊号、2015 年、48、62-63 頁。

<sup>4</sup> 安保「いわゆるグレーゾーン事態」48 頁。

<sup>5</sup> 田中誠『領域警備』概念の意義と課題『防衛法研究』2015 年臨時増刊 72 頁。

<sup>6</sup> 富井幸夫「領域警備に関するわが国の法制度」『新防衛論集』28 巻 3 号（2000 年 12 月）5 頁。

なお、領域警備に関する統一的な定義は存在しないが、領域警備に関する諸論考で言及される内容には<sup>7</sup>、一定の共通要素が認められる。具体的には①平時（1949年のジュネーブ諸条約・同第1追加議定書（以下、第1追加議定書）等の適用されない事態）における武装工作員<sup>8</sup>、ゲリラ、特殊部隊（以下、武装工作員等）などの領域侵入防止と②平時、領域に侵入した武装工作員等への対処である。すなわち、領域警備に関する議論から導き出される領域警備の内容は、武装工作員等に焦点をあてた不法入国防止とそれらが入国した場合の治安維持活動と言える。そして、国境警備の対象に含まれる密輸出入防止や私人の不法入国防止は、領域警備に関する諸論考では取り上げられていない。そのような事情を踏まえると、領域警備とは国境警備のうち、武装工作員等に焦点をあてたものと言える。このように、領域警備の内容が平時における武装工作員等の不法入国防止と不法入国時の治安維持活動と言えるならば、領域警備の法的性質は警察作用であり、当該活動は警察活動と言えるだろう。この点について、東京都立大学の富井幸夫教授も同様な指摘を行っている<sup>9</sup>。

以上のとおり、領域警備が国内法上は警察活動と言えるのに対し、国際法上は、領域主権に基づく当該国による排他的支配権の行使と言えるだろう。また、当該武装工作員等が軍隊構成員などの外国の国家機関としての地位にあったとしても、国家機関の地位にあるというだけでは国際法上主権（管轄権）免除の対象にはならず<sup>10</sup>、不法入国した当該武装工作員等を自国領域内で逮捕し司法手続きに付すことは、当該国の正当な主権作用として国際法上認められ得る。この点は、外国軍隊構成員による入国といえども、当該国の同意を得て領土に上陸した外国軍艦乗組員のような者の場合とは異なる<sup>11</sup>。その意味で、外国武装工作員等の自国への不法入国は、国際法上はその所属国に法的責任を課し得る国際不法行為であると言える場合において、同時に（不法入国が国内法上の犯罪と定められている場合）国内法上当該武装工作員等に対する刑罰権の行使が可能となる事案であり、この点で私人による不法入国の場合と変わるところはない。国境警備に従事する諸外国の機関が軍隊か警察機関かの違いはあれ、いずれの場合でも当該国の制度上、当該国境警備機関にわが国という司法警察権限が付与されているのは<sup>12</sup>、武装工作員等によるものであれ、私人によるものであれ、不法入国は基本的に国内法上の犯罪であり、そうである以上、犯罪対処としての司法警察活動が必要になるためと解される。

もっとも、正規軍・非正規軍による越境も武力攻撃に該当するとした国際司法裁判所の判例（ニカラグア事件判決）等に照らせば<sup>13</sup>、武装工作員等が外国の軍隊構成員だった場合、当該武装工作員等の他国への不法入国は、単に国際法上の不法行為や国内法上の犯罪というだけでなく、国連憲章 51 条に基づく自衛権行使の要件である武力攻撃に該当するとも解し得る。よって、そのような場合、国際法上、当該武装工作員等に対し、自衛権の行使として武力を行使することも可能と思える。しかしながら、平時における他国工作員・特殊部隊の自国への（隠密裏の）侵入を他国による自国への武力攻撃とみなし、自衛権に基づき武力を行使したと明示

<sup>7</sup> 領域警備を扱った論考としては注 2、3 で挙げたものの他、例えば以下を参照。村木一郎「軍隊を治安維持に使用する外国の諸制度」『警察学論集』54 巻 12 号（2001 年 12 月）1-17 頁；岩下剛「いわゆる『領域警備』概念について」『警察学論集』54 巻 12 号（2001 年 12 月）19-33 頁；高井晋、坂口賀朗、橋本靖明、林宏、吉田靖之、富井幸雄「諸外国の領域警備制度」『防衛研究所紀要』3 巻 2 号（2000 年 12 月）1-3 頁。

<sup>8</sup> 『防衛白書（令和 2 年版）』では、武装工作員を「殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者」と定義している。『防衛白書（令和 2 年版）』262 頁。

<sup>9</sup> 同上、15 頁。富井教授は、領域警備を明確に意図した法規定は存在しないため、その性格について法概念上不明瞭さは残るものの、それは領土内あるいは地域内の治安維持のカテゴリーに収斂せざるを得ず、そうである以上、かかる任務には警察機関が第一次任務にあたることになるという形式的概念から、「領域警備は基本的に警察作用とされる」と説明している。

<sup>10</sup> 国際法上外国の裁判管轄権から免除される国家機関たる自然人の例としては、外交官、国家元首、政府の長、外務大臣などが挙げられる。岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020 年）200-214 頁。James Crawford, *Brownlie's Principles of Public International Law*, 9<sup>th</sup> edition (Oxford: Oxford University Press, 2019), p. 662.

<sup>11</sup> なお、沿岸国の同意を得て上陸した外国軍艦の乗組員であっても、公務の執行に関する行為については沿岸国の刑事裁判権から免除されるが、公務外で犯した罪については免除されない。岩沢『国際法』216 頁。

<sup>12</sup> 岩下『『領域警備』概念』22-28 頁。

<sup>13</sup> International Court of Justice, *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua vs. United States of America)*, Merits, Judgment of 27 June 1986 (Hereinafter referred as *Nicaragua Case*), p. 103, para. 195.

した国は確認できない<sup>14</sup>。これは、対工作員・特殊部隊作戦は、潜水艦の運用などと同様国防上の重要機密であるため、いずれの国もその実態を公表していないという事情にもよるだろうが、平時、武装工作員等に対処する場合、当該武装工作員等が外国の軍隊構成員であることは、ほとんどの場合、対応後にしか確認、確定できないはずであり、そうである以上、対応権限や対応措置の法的性質を私人に対処する場合と区別する必要性が生じないためと考えられる。諸外国の領域侵犯事案への対処の仕組みに関し、「治安機関とは別に軍に対して特別に権限を付与している例は見当たらない」との指摘があるのも<sup>15</sup>、その表れとも言えよう。また、先述の田中教授は、領域警備を「『武力攻撃』が発生していない状況において、法執行機関が領域主権を守るために実施する措置」と定義するならば、領域警備に係る法制に武力行使権限規定を明記することは矛盾する旨指摘している。

以上のような実情や指摘を踏まえると、領域警備を外国軍艦や外国軍隊構成員であることを明示して行われる外国による武力攻撃と同様に論じるのは適切と言えないだろう。

## 2 領域警備に係る法制上の論点と策定内容

「はじめに」で述べたとおり、領域警備に係る法制提起の主な契機は、1999（平成 11）年の能登半島沖不審船事案と言われている<sup>16</sup>。当該事案は、能登半島沖で発見された日本漁船を装う 2 隻の不審船舶に対し、立入検査を実施すべく海上保安庁の巡視船が停船を命じ、威嚇射撃を実施したが、両船は高速で逃走を続けたため、海上における警備行動（以下、海上警備行動）が発令され、護衛艦による警告射撃や P-3C 哨戒機による警告としての爆弾投下が実施されたものの、両船を停止させるに至らず、追尾を終了したというものである<sup>17</sup>。そして、当該事案における教訓・反省事項の 1 つとして、武器使用等の抵抗を伴わず単に逃走を続けるこのような不審船舶を停船させるための武器使用権限が十分でないことが挙げられた<sup>18</sup>。すなわち、本事案にみられるような不審船舶を確実に停船させるためには、船体の一部を損壊させて航行機能や抵抗意欲を減退させる武器使用が必要であり、当該武器使用に際しては人を狙わなくとも結果として人に危害を与える可能性があるものの、海上保安庁法 20 条・自衛隊法（以下、隊法）93 条により準用される警察官職務執行法（以下、警職法）7 条に基づく武器使用権限では、（例えば、刑法 36 条（正当防衛）に該当する場合のような）相手に危害を与えてよい細部条件（危害許容要件）が課されている。それゆえ、本事案のように単に逃走を続けるだけの船舶に武器を使用する場合、危害許容要件を満たさないため、過失により危害を与えても武器を使用した海上保安官等は刑事責任を問われることとなる。このため武器使用に慎重にならざるを得ず、確実に不審船舶を停船させることができない旨指摘された<sup>19</sup>。そこで、以後同様な事案が生じた場合、当該不審船舶を確実に停船させることができるよう、危害要件が課されていない武器使用権限が、海上保安庁法 20 条 2 項として定められるとともに、当該法 20 条 2 項は海上警備行動及び治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務について準用することが、隊法 93 条 3 項及び 91 条 2 項によって定められた。

また、我が国に侵入した武装工作員等に自衛隊が有効に対処し得るよう、治安出動時の武器使用権限に、隊法 90 条 3 項として危害要件の課されていないものが追加された。当該権限により、小銃、機関銃、砲、化学兵器、生物兵器等の武器を所持している者<sup>20</sup>、又は所持していると疑うに足りる相当な理由のある者が、暴行

<sup>14</sup> 1996 年の韓国江陵における北朝鮮潜水艦座礁に端を発した韓国軍・警察による北朝鮮軍要員（工作員）対処事案は、韓国と北朝鮮が法的には現在も武力紛争（戦争）中であることを考えると、領域警備の外国における事例とは言い難いように思われる。

<sup>15</sup> 岩下『『領域警備』概念』29 頁。

<sup>16</sup> 同上、19 頁；富井「領域警備に関するわが国の法制度」3 頁。

<sup>17</sup> 『防衛白書（平成 12 年版）』155-156 頁。

<sup>18</sup> 同上、157 頁。

<sup>19</sup> 深谷憲一「国益の主張と国際協力」『法律文化』（2003 年 5 月）34 頁。

<sup>20</sup> ここでいう武器の「所持」は、携帯に限定されず、同行者に持たせている場合や乗車中の車両内に置いている場合のよう

又は脅迫を行う場合あるいは当暴行又は脅迫を行う高い蓋然性がある場合において、武器を使用するほかこれを鎮圧・防止する適当な手段が無い場合、たとえ相手側が武器を使用した侵害行為を行っていないとしても、相手に危害を与えるような武器使用が認められることとなった。さらに、自衛隊法上、海上自衛隊も治安出動に従事することが想定されており<sup>21</sup>、洋上で治安出動に従事する海上自衛官にも隊法 90 条 3 項の武器使用権限は認められる。よって、種々の情報及び状況から、我が国への上陸を企図する武装した武装工作員等が乗船していると確認された工作船が我が国に向け航行し、我が国領海内に侵入した場合、治安出動に従事している洋上の護衛艦等から当該工作船に対し、危害を与えるような射撃を含む武器使用が可能である<sup>22</sup>。なお、武装工作員等対処のため治安出動を下令すべきか否かの判断要素として、実際に武装工作員等が存在するか否かの情報が重要となる。そこで、治安出動未発令時に当該情報を収集するための行動が隊法 79 条の 2 で、92 条の 5 で当該行動時の武器使用権限が定められた<sup>23</sup>。

その他、領域警備と直接の関係はないが、大規模なテロリズムから自衛隊の施設等を警護するための行動（警護出動）が隊法 81 条の 2 で、当該出動時の権限が隊法 91 条の 2 で定められた。この 91 条の 2 の 3 項の武器使用権限は航空機による突入など施設に対する侵害が将来の予測にとどまり、刑法 36 条（正当防衛）の侵害の急迫性に該当しないため、警職法 7 条の武器使用権限に係る危害要件が充足されない場合であっても、撃墜等の危害を与える武器使用が可能となるよう定められたものであり、危害要件が付されていない。以上のとおり、1999（平成 11）年の能登半島沖不審船事案以降今日までの間、武装工作員等に有効に対応できるよう武器使用権限の隙間を埋めるべく法制の検討整備が進められ、その結果、領域警備に係る隊法上の武器使用権限に関し、現行規定上隙間は認められないと解される。「切れ目のない（シームレスな）体制」構築の一環である平和安全法制策定において、グレーゾーンでの対応に関しては新規立法の必要性が認められず、対応方針の明確化及び手続きの改正のみとされたのも、その現れと言えよう<sup>24</sup>。

に、武器を事実上自己の占有下においている場合も含む。

<sup>21</sup> 隊法 91 条。

<sup>22</sup> 政策研究大学院大学の徳地秀士客員教授は、武装集団による不法上陸に対しては、上陸阻止を目的とした危害射撃が実施できない場合があるので、武装集団による不法上陸を阻止するため、海上警備行動を命じられた海上自衛隊艦艇や法執行活動中の海上保安庁巡視船、正当防衛に該当しない場合にも上陸阻止を目的とする危害射撃を可能とする法改正が必要であり、真に「切れ目のない」安全保障法制の構築を目指すべきと主張している。しかしながら、本文で説明しているように、治安出動を命じられた海上自衛隊の部隊であれば、正当防衛に該当しない場合にも当該武装集団の暴行を防止するという目的での洋上における危害射撃が可能であり、それによって当該武装集団による上陸阻止という反射的效果も生まれ得る。また、制度運用上の現行構想はともかく、洋上にいる当該武装集団への対応を海上保安庁や海上警備行動を命じられた海上自衛隊の部隊に限定する特段の必要は理論上認め難い。したがって、現行法制に照らし、領域警備強化を目的とした海上警備行動時の武器使用権限や海上保安庁の武器使用権限に係る法改正の必要性は認め難い。徳地「平和安全法制の議論を振り返る」32-33 頁。

<sup>23</sup> 隊法 92 条の 5 に基づく武器使用の目的は、当該情報収集に従事する自衛官が、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護とされている。武器使用の開始要件は、当該防護目的のため、やむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合であり、武器使用の程度の要件は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度であるが、程度要件の細部要件として危害要件が課されており、それは刑法 36 条（正当防衛）又は 37 条（緊急避難）に該当する場合とされている。このように、武器使用の程度要件の基本的な形は、基盤要件（合理的必要性）＋細部要件（危害要件）であるが、海上保安庁法 20 条 2 項や隊法 90 条 3 項の武器使用の程度要件に危害要件は課されておらず、基盤要件（合理的必要性）のみである。

<sup>24</sup> 対応方針の明確化等については、以下の 3 つの閣議決定で示された。「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」（平成 27 年 5 月 14 日閣議決定）、「公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」（平成 27 年 5 月 14 日閣議決定）、「離島等に対する武装手段による不法上陸事案に対する政府の対処について」（平成 27 年 5 月 14 日閣議決定）。なお、防衛研究所の高橋杉雄防衛政策研究室長も、グレーゾーンは様々な形態をとる可能性があり、実際の対応においては、国際世論や米国の反応なども考慮しながら、エスカレーションを注意深く管理していかねばならないというグレーゾーンの特性を踏まえれば、「平和安全法制において、あくまで警察権をベースに、既存の枠組みの発令手続きを迅速化するというアプローチをとったことは適切であると評価すべきであろう。」と述べている。高橋杉雄「平和安全法制とグレーゾーン：評価と今後の課題」『国際安全保障』第 47 巻第 2 号（2019 年 9 月）48 頁。

### 3 領域警備に係る武力行使権限の要否

2 で述べたとおり、領域警備に係る隊法上の武器使用権限に関し、現行規定上隙間は無いと解されるが、論者の中には、隊法 90 条 3 項の武器使用権限では武装工作員等に有効に対応できないため<sup>25</sup>、「平時から実施することができる国際法上の自衛の措置を実施できるよう」<sup>26</sup>新規立法すべきという論者もいる。この論者は、隊法 90 条 3 項の武器使用権限が不十分である理由として、当該武器使用権は警察権の行使としての武器使用権であるため、常に「警察比例の原則」の制約下であり、「相手にとって最も穏和で侵害的でない手段を選択することが求められ」<sup>27</sup>、「撃つ場合も事前に警告を発し、・・・致命傷を避けると言った配慮が、個々の状況により求められよう。」<sup>28</sup>と説明する。そして、国際法上の自衛の措置であれば、そのような配慮は不要である旨主張し、このような国際法上の自衛の措置の国内法上の実定例として、自衛としての武力行使に関するスウェーデンの国内法を挙げている<sup>29</sup>。これらの説明から、この論者の主張趣旨は、武装工作員等に有効に対応するためには、隊法 90 条 3 項の武器使用権限では不十分であり、防衛出動とは別途、自衛権に基づく武力行使を可能とする行動及び権限に関する新規立法が必要ということと解される。しかしながら、自衛権に基づく武力行使も無規制ではない。国際法（国連憲章 51 条）上、自衛権の行使に当たっては武力攻撃の発生が前提とされており、武力攻撃の発生と言えるには、現に武力攻撃が行われていることが必要ではないが、少なくとも武力攻撃が差し迫っていること（武力攻撃への着手があること）が必要とされる<sup>30</sup>。他方、隊法 90 条 3 項の武器使用は、相手が侵害に着手していなくても、侵害の高い蓋然性があれば認められ得る。また、その他の開始要件として、隊法 90 条 3 項では武器使用以外に侵害を防止又は鎮圧する適当な手段がないこととされているが、自衛権行使の開始が可能となるのも、武力攻撃を回避する手段がなくなった時点と解されており<sup>31</sup>、両要件は実質的に同一と解される。よって、隊法 90 条 3 項の武器使用開始可能要件が、国際法上の自衛権行使開始可能要件よりも抑制的とは言えないだろう。また、警察比例の原則は、①必要性の原則、すなわち目的達成のために必要な場合でなければならぬという原則と、②過剰規制の禁止、すなわち、必要性が認められても目的と手段が相応していなければならないという原則からなっており<sup>32</sup>、「相手にとって最も穏和で侵害的でない手段を選択することが求められる」原則ではない。

したがって、この論者が主張するような「撃つ場合も事前に警告を発し、・・・致命傷を避けると言った配慮」が求められるのは、例えば、相手が 1 人であることが明白で、なおかつ武器を保持しているものの負傷しており、戦闘力減退の著しいことが客観的に確認できる場合のような、極めて例外的特段の状況がある場合に限られ、「訓練を積み、戦闘に習熟した特殊部隊であって、それが、あらゆる手段を使い、高性能兵器で攻撃を仕掛けてくる場合」、特段の事情がない限り、当該暴行を鎮圧するには迅速な致死射撃等の武器使用が必要なことは明白である。そうである以上、当該状況では隊法 90 条 3 項の要件と警察比例（必要性の原則・過剰規制の禁止）の原則が充足されており、当該武器使用は法理上可能と考えられる。それゆえ、装備、戦術、練度等が原因で武装工作員等への対応が成功に至らないことはあるにせよ、現行の「治安出動の権限では、島嶼に上陸した外国武装要員等を撃退または制圧するような対処は、ほとんど不可能」<sup>33</sup>であるとか、「警察比例の

<sup>25</sup> 安保「いわゆるグレーゾーン事態」48 頁。

<sup>26</sup> 同上、62-63 頁。

<sup>27</sup> 同上、48 頁。

<sup>28</sup> 同上。

<sup>29</sup> もっとも、当該スウェーデンの国内法では、外国軍の要員が敵対意図を示して国境を越える場合や領域内に上陸した場合、すなわち、国際法上の自衛権行使の要件である武力攻撃の発生した場合を前提にしているため、武装工作員等のような外形上私人と区別のつかない者に対応する領域警備とは状況が異なっており、当該スウェーデンの国内法が、領域警備に係る立法の参考になり得るのかは疑問である。

<sup>30</sup> General Assembly, United Nations, A/59/565, 2 December 2004, p. 54, para. 188.

<sup>31</sup> Ibid.

<sup>32</sup> 櫻井敬子、橋本博之『行政法 第 6 版』（弘文堂、2019 年）25 頁。

<sup>33</sup> 安保「いわゆるグレーゾーン事態」48 頁。

原則に基づく武器使用では自衛隊側の被害が累積する」<sup>34</sup>ということは考え難い。

また、自衛権に基づく武力の行使の程度に関する国際法上の要件は、均衡性（proportionality）の原則の充足であり、当該均衡性が何と何の均衡を意味するかについては、自衛措置と相手側の攻撃の烈度の均衡（自衛行為と原因行為の均衡、相互主義的均衡性）又は自衛の手段と目的との均衡（目標指向的均衡性）と解されており<sup>35</sup>、国際司法裁判所の判例は前者に親和的であり<sup>36</sup>、学説上見解は分かれるものの<sup>37</sup>、いずれの説を採ったとしても、国際法上の均衡性の原則が、警察比例の原則の中の「目的と手段が相応していなければならない」という過剰規制の禁止の原則よりも要件的に広いとは言え難く、また、過剰規制の禁止の原則が均衡性の原則よりも抑制的とも言え難い。それゆえ、国際法上の自衛権に基づく武力行使のほうが、警察比例の原則に基づく武器使用よりも、程度の要件が緩やかとは、理論的に言えないだろう。

以上を踏まえると、武力攻撃の発生を前提としない状況における警察活動という領域警備の性質に鑑み、自衛権に基づく武力行使の権限を新たに法定することがそもそも妥当かということはさておき、領域警備の有効性が武力行使権限の法定により、現状よりも高まるとは理論的に考え難く、そうである以上、領域警備の強化を図ると言う観点から武力行使権限が必要とは言えないだろう。

## おわりに

1 で説明したように、領域警備という言葉は公文書等において使用されているが、その公的な定義はなく、通説的な定義、解釈も存在しない。しかしながら、領域警備に係る法制提起の主な契機が能登半島沖不審船事案であったこと、これを契機とした領域警備に関する諸論考で取り上げられている内容は武装工作員等の不法入国防止及びそれが不法入国した場合の治安維持活動であることから、領域警備は、不法入国防止と不法入国者に対する(司法)警察活動を内容とするいわゆる国境警備のうち、武装工作員等を対象としたものであり、あくまで警察活動と言えよう。そして、2、3で説明したように、能登半島沖不審船事案から今日までの間、海上や陸上で武装工作員等に海上保安庁や自衛隊が有効に対処できるよう武器使用権限が整備された結果、現行法制上、領域警備に係る武器使用権限に隙間は無く、その有効性にも不足は無いと理論上解される。よって、領域警備に関しては、以上の点に留意することが肝要であろう。

### プロフィール

profile

理論研究部

政治・法制研究室

主任研究官 永福 誠也

専門分野：国際法（海洋法、安全保障法）

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。  
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。  
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29171）

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>

<sup>34</sup> 同上。

<sup>35</sup> 根本和之「自衛権行使における必要性及び均衡性」『自衛権の現代的展開』（東信堂、2007年）64-66頁。

<sup>36</sup> *Nicaragua Case*, pp. 122-123, para. 237.

<sup>37</sup> 根本「自衛権行使における必要性及び均衡性」64-66頁。